

第 1 2 回熊本県地域医療対策協議会

次 第

日 時： 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 9 月 2 日（月）
午後 5 時 3 0 分～

場 所： 熊本県庁防災センター 2 0 1 会議室

I 開 会

II 議 事

○ 副会長の選出について

1 令和 7 年度 (2025 年度) 専門研修プログラムに係る厚生労働省への意見について
【資料 1】

2 令和 7 年度 (2025 年度) 専攻医シーリング枠外対象者について
【資料 2】

III 報 告

1 令和 4 年 (2022 年) 医師・歯科医師・薬剤師統計結果について
【資料 3】

IV 閉 会

第 1 2 回熊本県地域医療対策協議会 出席者名簿

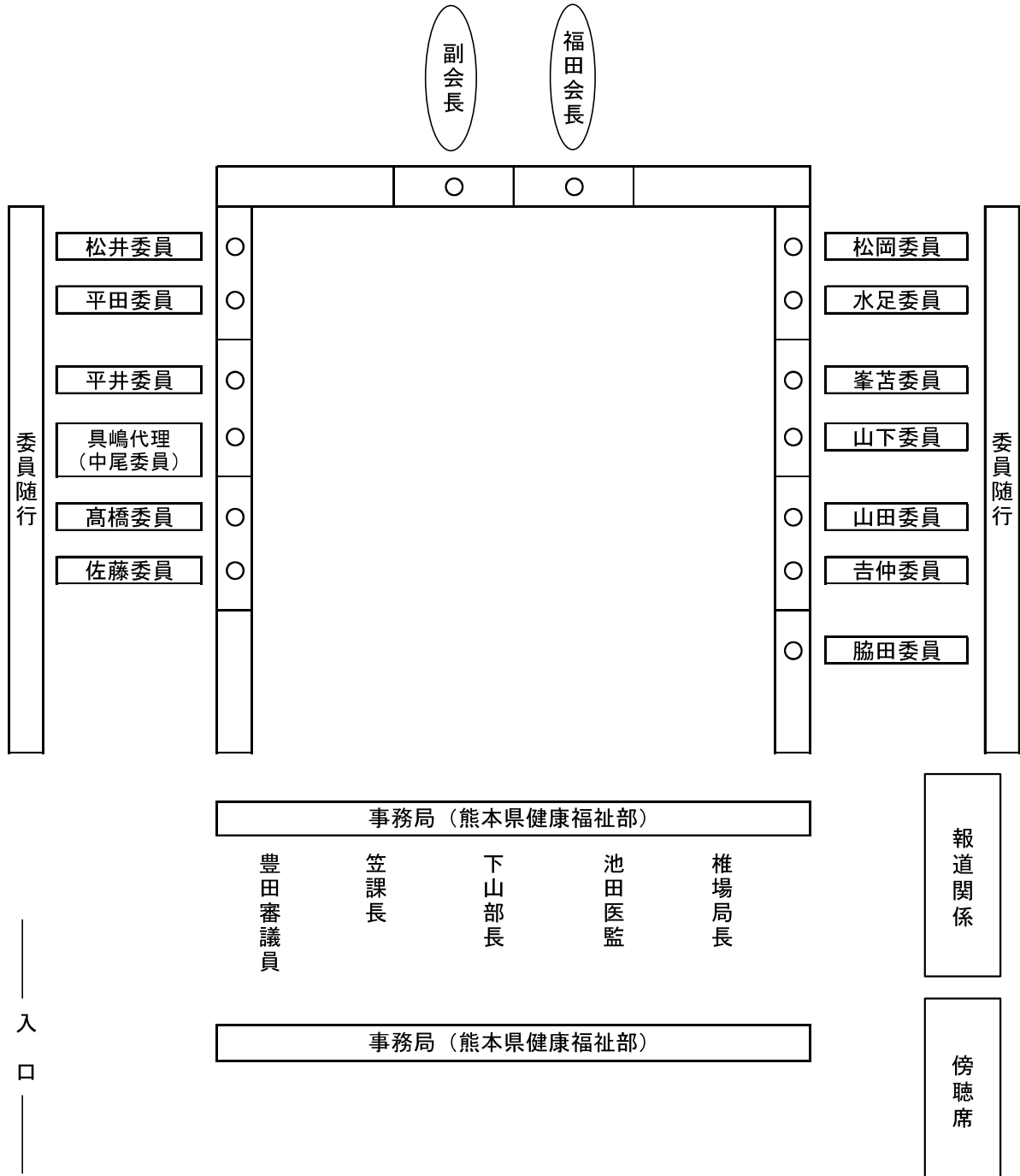
	所属名	職名	氏名	出欠	備考
1	熊本県町村会	多良木町長	吉瀬 浩一郎	欠席	
2	国保水俣市立総合医療センター	水俣市病院事業管理者	坂本 不出夫	欠席	
3	熊本県市長会	会長（阿蘇市長）	佐藤 義興	○	
4	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	院長	高橋 毅	○	
5	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	院長	中尾 浩一	○ (代理)	管理運営部長 具嶋 泰弘
6	熊本大学病院	病院長	平井 俊範	○	
7	熊本赤十字病院	院長	平田 稔彦	○	
8	公益社団法人熊本県医師会	会長	福田 桐	○	
9	熊本大学病院 総合診療科	教授	松井 邦彦	○	
10	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院	院長	松岡 雅雄	○	
11	公益社団法人熊本県医師会	副会長	水足 秀一郎	○	
12	公益社団法人熊本県医師会	理事	峯 吉 ゆき子	○	
13	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	院長	薬師寺 俊剛	欠席	
14	山都町包括医療センター そよう病院	院長	山下 太郎	○	
15	一般社団法人熊本全日病 社会医療法人社団高野会	会長 理事長	山田 一隆	○	
16	一般社団法人天草郡市医師会立 天草地域医療センター	院長	吉仲 一郎	○	
17	上天草市立上天草総合病院	病院長	脇田 富雄	○	

※五十音順（敬称略）

第 1 2 回 熊 本 県 地 域 医 療 対 策 協 議 会 配 席 図

日 時：令和 6 年（2024 年）9 月 2 日（月）午後 5 時 3 0 分

場 所：熊本県庁 防災センター 2 0 1 会 議 室



熊本県地域医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23第1項の規定に基づき、本県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行うことを目的として、熊本県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表する。

- (1) 医師確保計画の策定及び当該計画に記載された医師確保対策に関する事項
- (2) キャリア形成プログラムに関する事項
- (3) 医師の派遣に関する事項
- (4) キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項（キャリア支援策）
- (5) 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項（負担軽減策）
- (6) 大学における地域枠・地元枠の設定に関する事項
- (7) 日本専門医機構等に対する専門研修に係る意見陳述に関する事項
- (8) 臨床研修病院ごとの研修医定員の設定に関する事項
- (9) 臨床研修病院の指定に関する事項
- (10) その他医師の確保を図るために必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、原則として、法第30条の23第1項及び同法施行規則第30の33の16に規定する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会は、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの運営等に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）3月26日から施行する。ただし、第2条の規定（同条第9号に係る部分に限る。）は、平成32年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）3月10日から施行する。